

平成21年8月28日

「動力プレス of 金型等の取付け取外し又は調整業務特別教育」受講報告書

実習工場班 佐藤 宏

永山 洋一

1. はじめに

労働安全衛生法に基づく「動力プレス of 金型等の取付け取外し又は調整業務特別教育」が平成21年8月26日、静岡市葵区鷹匠2-17-5、静基連会館において行われ、受講しましたので報告します。

2. 特別教育について

プレス作業は生産性が高い為、製造業の生産方式として大きな割合を占めているが一旦災害が発生すると死亡事故、身体欠損等、重篤災害に繋がりやすい。その為に労働安全規則として（労働安全衛生法第59条3項の規定に基づく）プレス機械、又はシャーの作業に従事する者は当該業務に該当する特別教育を受講することが義務づけられており、静岡県労働基準協会が事業者に代わり定期的実施しているものである。

沼津高専におけるプレス作業は、実習工場にあるプレス設備及びシャーを使った実習教育が実施されているのでこれらの実習に従事する者として法令に従う受講となる。

3. 内容

- ① プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識 …… 2時間
- ② プレス機械又はシャーによる作業に関する知識 …………… 2時間
- ③ プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識。 …… 3時間
- ④ 関係法令 …… 1時間

(中央労働災害防止協会発行「プレス作業安全必修」のテキストによる講義。)

4. 所感

今年度、シャーリングと油圧プレスの更新があるため、参考になった。

プレス機械等における事故等の発生を未然に防ぐためには、安全装置及び取り扱い時における注意事項は重要である。

特に動力シャーについては、更新されるため問題ないが、足踏みの切断機に関しては同様の危険があるため、何らかの対策を講じる必要があると思われる。(佐藤)

内容は、プレス装置及びシャーは構造が単純であるが構成部品が大きく重量もあり発生するパワーも膨大なものであるので安全教育は必要不可欠と思った。ただし、法令で8時間の教育時間が決められおり其の時間を遵守する為だけの長々とした講義は勘弁してもらい、せつかく貴重な時間を費やすのであればもっと工夫した研修を望みたいと感じた。

(永山)

以上